

マルクスとガバナンス論（1）

——アソシエーション論への包摂にむけて——

堀 雅 晴*

目 次

1. はじめに
 2. ガバナンスの概念構成
 3. マルクスのアソシエーション論の内容
 4. マルクス『フランスの内乱』（1871年）におけるコミュニオン理解
 5. マルクスの「自己統治（self-government）」論
 6. おわりに （以上、本号）
- 補論：『フランスの内乱』に関する先行研究の検討 （以下、359号の予定）

1. はじめに

周知の通り、国際機関を始め国家や自治体のあり方の検討において、従来の統制原理に基づく官僚制度や利潤原理に基づく市場制度の利用に代わって、オルタナティブとしてのガバナンス論が大いに注目され、議論が活況を呈している。そもそもガバナンス論が耳目を集める契機は Rosenau & Czempiel (1992) や Rhodes (1997) による、「From Government to Governance」の文脈のなかでの「Governance without Government」の問題提起であった。そして、そのことに鑑みれば、従来、この点がもっと検討されてもよかつたはずである。しかしガバナンス論研究は「Governance without Government」論が理論的にしっかりと深められないままに実態分析へ傾斜しすぎてしまい、研究の中心が同じこの文脈のなかの

* ほり・まさはる 立命館大学法学部教授

「Governance and Government」論へ移動してきている¹⁾ (堀2011 a)。

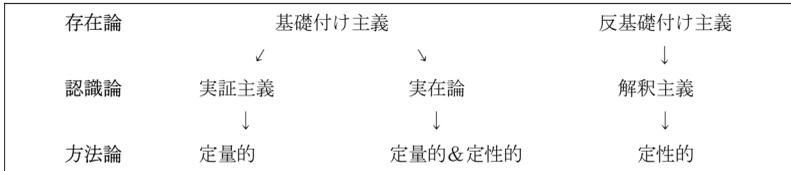
さて本稿の目的は、Bevir と Rhodes の反基礎付け主義に基づいて切り開いた第三の波論の研究 (堀2011 b) を踏まえつつ、Jessop (2012) の指摘に沿って改めて基礎付け主義—実在論の立場 (図 1) から、「Governance without Government」論の再構築に向けて、批判的実在論²⁾に基づく理論構築作業の一端を紹介したい³⁾ (堀2014 a)。具体的には「Governance without Government」論は、① マルクスが探究してきたアソシエーション論のなかに包摂されうる議論なのか、② もしもそうであるとすれば、「Governance without Government」論は一体いかなる具体的可能性がある議論なのかについて、マルクスの古典に即して検討することである⁴⁾。

なおここで実在論のなかでも、古典的なそれに位置するマルクスの議論 (Nielsen, 2007) に注目する理由はこうである。第一に、現在の基本的な経済システムは資本主義生産様式 (存在) である。そして当該システムの動機と目的は、「資本のできるだけ大きな自己増殖」(『資本論』MEW23a : 350, 大月全集第23巻第1分冊434頁〔以下、わずらわしいので原典頁のみとする)、「できるだけ大きい剰余価値生産」(同上)、「資本家による労働力のできるだけ大きな搾取」(同上)にある。またこうした生産過程では、資本家は「観念的には資本家の計画として、実際には資本家の権威として」(同351) 労働者に相對し、「彼ら〔賃金労働者：引用者、以下同様〕の行為を自分〔資本家〕の目的に従わせようとする〔賃金労働者にとっては〕他人の意思の力〔Macht・権力〕」(同上)が働いている。

したがって資本主義生産様式の表現する政治の世界では、資本家と賃金労働者の間で権力行使とそれへの抵抗が繰り返されることになり、さらに進んで賃金労働者が自らの行動を自らの目的に従わせたいと考え、そのために資本家の所有を基礎に成り立つ生産様式の獲得をめざす運動を起こすことになる。またそこでの政治学は、この存在を具象化する新しい政治的諸形態の探究にむけて、「Governance without Government」論を豊富

化することが要請されることになる⁵⁾。

図1 存在論・認識論・方法論の連関性



出所 Furlong and Marsh (2010), Figure 9.1, p.187.

注 当図の説明は堀（2014 a）にある。

2. ガバナンスの概念構成

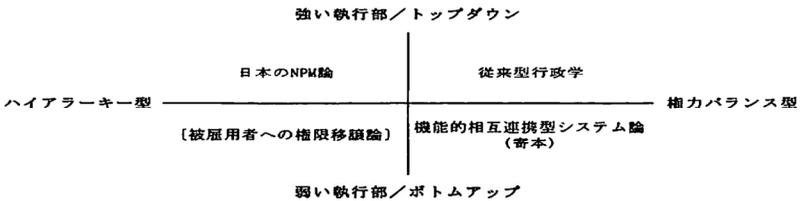
まずガバナンス概念の意味空間の所在については、Kettl が提示する米国の政治的伝統から整理した行政学的考え方の枠組み、すなわち「ハイアラーキー型⇔権力バランス型」と「強い執行部/トップダウン⇔弱い執行部/ボトムアップ」の座標軸のなかで、ガバナンス概念であれば<権力バランス型>と<弱い執行部/ボトムアップ>の範囲（Kettl によれば Network theory がここに該当する）、ガバメント概念であれば<ハイアラーキー型・権力バランス型>と<強い執行部/トップダウン>の範囲に位置づけられるものである（図2）（堀2006）。

次にガバナンス概念の内容については、非・国家（政府）や非・行政機関が国家（政府）・行政機関と対等な関係で公共サービスや規制活動を担い（オズボーン&ゲブラー [1992=1995] では操縦する steering と表現する）、両者の関係性は非独占・開放的なノン・ヒエラルキー的・水平関係と特徴づけることができるものである。ガバメント概念のそれでは、国家（政府）が国民の自己統治として国民を支配（同様に漕ぐ rowing と表現する）し、行政機関が住民や団体等へのサービス提供や規制等に関わる管理運営を担当し、両者の関係性は独占的で閉鎖的なヒエラルキー的・

垂直関係と特徴づけられるものである。

ちなみに「自治」概念はそれが団体組織の自律性と自己統治の二つの要素の結合体として理解（西尾1979=1990）されるならば、ガバナンス概念もガバメント概念も「自治」概念として理解することができる。そのうえで両概念の区別は、前者の場合には非独占・開放的なノン・ヒエラルキー的・水平関係から、後者の場合には独占的で閉鎖的なヒエラルキー的・垂直関係から、それぞれを認識できる⁶⁾。

図2 行政学的思考方法の4類型



出典 堀 (2006), p.112.

3. マルクスのアソシエーション論の内容

大谷禎之介著『マルクスのアソシエーション論』（2011年）を利用して、ガバナンス概念の意味空間（非独占・開放的なノン・ヒエラルキー的・水平関係）に適合するような、マルクスの記述があるかどうかを確かめてみたい。すでに本書では、マルクスが新たな社会システムを、資本主義社会自体の分析から把握するとして、君主制に民主制を対置した1843年の『ヘーゲル国法論批判』から1875年の『ゴータ綱領批判』までの該当箇所を網羅的に抜書きしてくれている（2011：62-71）。そういうことなので、さっそくその作業にとりかかろう。

A 『共産党宣言』（1847年）

「発展が進むなかで階級差異が消滅し、アソシエイトした諸個人の手に全生産が集中とき、公権力は政治的性格を失う。（中略）階級と階級対立とを伴った旧来のブルジョワ社会に代わって、各自の自由な発展が万人の自由な発展にとっての条件であるようなアソシエーションが現われる。」（大谷2011：62，MEW 4：482）（以下、訳文は大谷2011〔ただし挿入されている原語は省略した〕からとする。なお傍点は、イタリック体の原文にのみ付すことにする）。

B 『資本論』第3部第1稿（1865年執筆⁷⁾）

「自由はこの領域のなかではただ次のことにありうるだけである。すなわち、社会的になった人間，アソシエイトした生産者たちが，盲目的な力によって制御されるように自分たちと自然とのこの物質代謝によって制御されることをやめて，この物質代謝を合理的に規制し，自分たちの共同的制御のもとに置くということ，つまり，力の最小の消費によって，自分たちの人間性に最もふさわしく最も適合した諸条件のもとでこの物質代謝を行なうということである。しかし，これはやはりまだ必然性の領域である。この領域のなかで自己目的として認められる人間の力の発展が，真の自由の領域が始まるのである……。」（2011：68，MEW 25：828）

C 『暫定一般評議会代議員への指示。種々の問題』（1866年）

「(a) われわれは協同組合運動が，階級敵対に基礎を置く現在の社会を一変させる諸力の一つであることを認める。この運動の大きなメリットは，窮乏を生み出している現在の，資本への労働の従属という専制的システムを，自由で平等な生産者のアソシエーションという，共和的で福祉をもたらすシステムと置き換えることができるということ，実地に証明する点にある。/(b) しかしながら，協同組合制度が，個々の賃金奴隷の個人的な努力によってつくりだせる程度の零細な形態に限られるかぎり，それは資

本主義を一変させることは決してできないであろう。社会的生産を自由で協同組合的な労働の一つの巨大で調和のあるシステムに転化するためには、全般的な社会的諸変化、社会の全般的諸条件の諸変化が必要である。この変化は、社会の組織された諸力、すなわち国家権力を、資本家と地主の手から生産者たち自身の手に移すことによらないでは、決して実現することができない。」(2011 : 68, MEW 16 : 195-196)

D 『資本論』 第 1 部フランス語版 (1872-1875年)

「資本主義的生産様式に適合する資本主義的取得は、したがって資本主義的私的所有も、独立した個人的労働の必然的帰結にほかならないこの私的所有の第一の否定である。しかし、資本主義的生産はそれ自身、自然の変態を支配する宿命によって、自己自身の否定を生みだす。これは否定の否定である。この否定の否定は、労働者の私的所有を再建するのではなく、資本主義的時代の獲得物にもとづく、労働者の個人的所有を再建するのである。」(2011 : 69, MEW 23 : 791)

E 『フランスにおける内乱』 (1871年)

「彼らは叫ぶ。コミューンは、あらゆる文明の基礎である所有を廃止しようとしている、と！いかにも、諸君、コミューンは、多数者の労働を少数者の富と化する、あの階級所有を廃止しようとした。それは収奪者の収奪を目標とした。それは、いまはもっぱら労働を奴隷化し搾取する手段となっている生産手段、すなわち土地と資本とを、自由でアソーシエイトした労働のたんなる用具に変えることによって、個人的所有を真実にしようと望んだ。——いや、それは共産主義だ、「ありえない」共産主義だ！だが、支配階級のなかでも現在のシステムが維持できないと悟るだけの聡明さの持ち主——そしてそういう人はたくさんいる——は、協同組合的生産の、押し付けがましい声高な使徒になっているのではないか。もし協同組合的生産が偽物や罠にとどまるべきでないとするれば、もしそれが資本主義

的システムにとって代わるべきものとすれば、もしアソシエイトした協同組合的諸組織が一つの計画にもとづいて全国の生産を調整し、こうしてそれを自己の制御のもとにおき、資本主義的生産の宿命である普通の無政府状態と周期的痙攣とを終わらせるべきものとすれば、——諸君、それこそ共産主義、「ありうる」共産主義でなくてなんだろうか。」（2011：70-71, MEW 17：342-343）

F『土地の国有化について』（1872年）

「私は反対に次のように言う、未来は、土地は全国民的にしか所有されえない、という結論をくだすであろう、と。かりにアソシエイトした農業労働者の手に土地を渡すとすれば、それは、生産者のうちのただ一つの階級だけに社会を引き渡すことになるであろう。／〔改行〕土地の国有化は、労働と資本との関係に完全な変化を引き起こし、そして結局は、工業であろうと農業であろうと、資本主義的な生産形態を廃止するであろう。そうなれば、もろもろの階級的区別と諸権利とは、それらを生み出した経済的土台とともに消滅し、社会は自由な生産者たちの一つのアソシエーションに変えられるであろう。……他人の労働で暮らしていくようなことは、過去の事柄となるであろう。もはや、社会そのものと区別された政府も国家も存在しないであろう！農業、鉱業、製造業、要するにすべての生産部門が、しだいに最も適切な仕方組織されていくであろう。生産手段の国民的集中は、共同的で合理的な計画にもとづいて社会的な務めを果たす、自由で平等な生産者たちの諸アソシエーションからなる一社会の国民的土台となるであろう。これが、19世紀の偉大な経済的運動がめざしている目標である。」（2011：71, MEW 18：62）

以上から、まず、マルクスの描いた（F「社会そのものと区別された政府も国家も存在しない」）新たな社会システムの全体像とはこういうことになるであろう。A「各自の自由な発展が万人の自由な発展にとっての条

件であるようなアソシエーション」であり，C「自由で平等な生産者のアソシエーションという，共和的で福祉をもたらすシステム」であり，E「アソシエイトした協同組合的諸組織が一つの計画にもとづいて全国の生産を調整し，こうしてそれを自己の制御のもとにおき，資本主義的生産の宿命である普段の無政府状態と周期的痙攣とを終わらせる」，F「生産手段の国民的集中は，共同的で合理的な計画にもとづいて社会的な務めを果たす，自由で平等な生産者たちの諸アソシエーションからなる一社会の国民的土台」（注意：諸アソシエーションから一つの社会が成立し，同様に他でも別の社会が成立しているとの想定がある）であることがわかる⁸⁾。

また，以上の叙述から，前述してあるガバナンス概念の意味空間を形づくっている<権力バランス型>と<弱い執行部/ボトムアップ>の範囲にあって，(ア) 非独占，(イ) 開放的なノン・ヒエラルキー的，(ウ) 水平関係に適合する箇所を抽出すれば，表1のようになるだろう（ α 自律性と β 自己統治も指摘しておく）。なおそこに含まれている他の要素は，「(エ) その他」に分類しておく。

表1 マルクスの記述とガバナンスの概念枠組みの関連性

(ア) 非独占
A 「各自の自由な発展が万人の自由な発展にとっての条件」
C 「自由で平等な生産者のアソシエーション」 (α 自律性, β 自己統治)
E 「アソシエイトした協同組合的諸組織による一つの計画にもとづく全国的生産調整と自己制御」 (α 自律性, β 自己統治)
(イ) 開放的なノン・ヒエラルキー的
A 「非政治的公権力」 (α 自律性)
C 「自由で平等な生産者のアソシエーション」 (α 自律性, β 自己統治)
E 「アソシエイトした協同組合的諸組織による一つの計画にもとづく全国的生産調整と自己制御」 (α 自律性, β 自己統治)

(ウ) 水平関係

- C 「自由で平等な生産者のアソシエーション」 (α 自律性, β 自己統治)
- E 「アソシエイトした協同組合的諸組織による一つの計画にもとづく全国的生産調整と自己制御」 (α 自律性, β 自己統治)

(エ) その他

- B 「自分たちと自然との物質代謝の合理的規制」 (α 自律性)
- D 「労働者の個人的所有を再建」 (α 自律性)

以上から、マルクスのアソシエーション論に基づく新たな社会システムは、(ア)~(ウ)および α 自律性と β 自己統治の両要素から成るガバナンス概念の意味空間を包摂すると考えられる。ただし、「(エ) その他」にも、2つの経済的要素を含んでいる。この理由は、大谷氏によれば、新たな社会システムは「経済的側面だけでなく、経済的側面によって規定され、制約された法的、政治的等々の側面を含」(2011 : 326) む存在だから、(エ)の経済的要素もそれに含まれているのである。

次に、いわゆる「収奪者の収奪」が開始されて資本主義社会からこの新たな社会システムへの移行には、長期間にわたる過渡期が予想されている(「時間を要する漸進的な仕事」MEW 17 : 546) が、そこでは国家は存在することになる(「プロレタリアートの革命的独裁 [Diktatur]」MEW 19 : 28)。なぜならば、大谷によれば、この過渡期においては、「支配階級である資本家階級の抵抗を挫き、復活を阻止するために、国家は不可欠」(2011 : 137) な存在となるためである。なおこの過渡期において、「残存する資本家階級、小資本家階級が消滅するにしたがって国家の階級抑圧機能はしだいに意味を失っていく」(同上) ものと考えられている。

それでは、この新たな社会システムがこの過渡期を終わりにし、そのシステムがスタートを開始する第一段階では、国家は不要になっているのか。大谷によれば、もちろん労働者階級を含むすべての階級が消滅してい

ることから、国家の存在を実質的には必要としない。しかしそれにも関わらず、第一段階ではまた過渡期における存在理由から生れた「さまざまな社会的意識とそれにもとづく諸個人の行動」(2011: 137)は消えていないことから、「すべての個人の意思の代表というイデオロギー的外観をもった国家」(同上)は存在し続けるだろうと考えている(同上)。

以上の検討から、本稿のひとつめの課題である、「Governance without Government」論は、まずマルクスのアソシエーション論⁹⁾のなかに包摂できるのかと問えば、大谷がいうとおり、マルクスのアソシエーションが「人々が互いに、主体的、能動的、意識的に結びつくという行為によって、人々のそのような相互間の関わり (Verhalten) によって形成されたもの」(2011: 325)であること¹⁰⁾から、「Governance without Government」論が探究する新しい社会の自己統治像(後述)を包摂するものとみていいと考える。なお、ここで大谷の指摘する「過渡期国家」論において、管見ではまだ、アソシエーション論がどのように関連するのかについての本書(大谷2011)での言及を見出せていない。また、ガバナンス論との関連性についても一言すれば、「Governance and Government」論の段階から「Governance without Government」論のそれが、一応想定されるけれども、今後の研究課題である。

ちなみに大谷は、マルクスのアソシエーション論の射程に関して、次のように述べている。

G「資本主義社会が生みおとす新社会であるアソシエーションについても、同じこと(「経済的側面だけでなく、経済的側面によって規定され、制約された法的、政治的等々の側面を含まれる」[p.326])が言える。(中略)資本主義社会の社会システムとその生産様式との関係と、アソシエーションとその生産様式との関係との間の関連には、両者に共通する基本的な側面だけでなく、大きく異なるもろもろの側面があると考えられるが、ここではこの点には立ち入らない」(2011: 326-327)。

また大谷は、マルクスが「全生産を意識的・計画的に制御する仕方について、具体的にはほとんどなにも語らなかった」（2011：333）ことに関連して、次のように指摘している。

H「そこ〔マルクス「フランス労働者党の綱領前文」MEW 19, S.238〕では、『フランスの社会主義的労働者』は、『プロレタリアートの革命的行動』から生じる『集団的な取得』によって、生産手段の所有の『集団的形態』を実現させるために、『経済の部面ではすべての生産手段を集団に返還させることを努力目標』にすると述べられている。ここで言う『集団』は『国家』でもなければ『社会』でもなく、労働する諸個人の『集団』である。ここでの『努力目標』がこのような抽象的一般的なものにとどめられているのは、『集団』が具体的にどのようなものになるのか、またそれへの『生産手段への返還』の具体的な仕方様式、すなわち所有の法的変更（収奪）の具体的な形態がどのようなものになるのか、ということは、それぞれの国のそのときどきの諸階級の配置や力関係の状況に応じてさまざまでありうるのであって、あらかじめ具体的に確定しておけるようなものではないからである。」（2011：408）。

以上から、Gに関して一言すれば、大谷がこのような一般論しかのべられない背景には、そもそも社会主義運動の歴史的経験と理論的蓄積が教条主義的制約の中で豊富化されず、また従来ガバメント論研究が、関係する経済学と社会思想史・法学・社会運動論での研究成果に比べて圧倒的に乏しい内容しかないことも、大きな原因の一つであるように思われる。また、Hでいうとおり、「それぞれの国のそのときどきの諸階級の配置や力関係の状況に応じてさまざまありうる」との指摘はもっともであり、マルクス死後百数十年以上にわたる社会主義運動の歴史的経験と理論的蓄積を研究するなかで、「Governance without Government」論の具体的可能性の存在を探究することになるであろう。

ところで、大谷はHのように述べつつ、実際に「パリ・コミューンが行った、あるいは行おうとした具体的な諸方策について彼〔マルクス〕が示した見解を立ち入って検討し、その内容をさらに深めることが重要」(2011: 408) であれるとの示唆を与えてくれている。そこで、マルクス著『フランスの内乱』に即して、本稿のふたつめの課題である、「Governance without Government」論は一体いかなる具体的可能性がある議論なのかについて、次に検討する。

4. マルクス『フランスの内乱』(1871年)におけるコミューン理解

まず『フランスの内乱：国際労働者協会総評議会の呼びかけ』¹¹⁾を所収する『マルクス＝エンゲルス全集 第17巻』の編集者「序文」では、「パリ・コミューンまでは、歴史上にプロレタリア国家を創設しようとした実例がなかったので、コミューン以前に書かれたマルクスとエンゲルスの著作には、プロレタリアートは革命によって粉碎された国家機構をなにとおきかえるのかという問題にたいする解答がまだふくまれていなかった。」(MEW 17, S.XVI) と指摘されていた¹²⁾。この点は、ルフェーヴル (1965=1967: 33) も同様の見解である。なお本稿で検討するのは『フランスの内乱』の記述までであって、それが史実に合致しているのかどうかまでではない¹³⁾。

それでは、『フランスの内乱』で注目したい記述を次に示したい。なお以下の記述にあたっては〔 〕のなかは引用者による補足文であり、原語の指示は MEGA I -22 からのものである。また【 】のなかは引用者の補足説明である。

Ⅰ 「コミューンは、市の各区での普通選挙によって選出された市会議員〔the municipal councillors〕で構成されていた。彼らは、〔選挙人にたいして〕責任を負い、即座に解任することができた。コミューン議員の大多数

は、当然に、労働者か、労働者階級の公認の代表者かであった。コミューンは、仕事をする機関であって、議論だけの機関ではなく、[もちろん後述の代議員による議論の後では] 執行と立法も同時に行う機関であった¹⁴⁾。警察は、これまでのように中央政府の手先〔agent〕ではなくなり、その政治的属性をただちに剥ぎとられて、責任を負う、いつでも解任できるコミューンの吏員に変えられた。〔中央の〕行政府の他のあらゆる部門の吏員も同様【**コミューンの吏員**】であった【この背景には、後述（Jの下線の箇所）のとおり中央政府にはわずかの機能しか残らず、あらゆる部門の機能がコミューンへ移譲されることになることがあるからである】。コミューンの議員をはじめとして、公務〔the public service〕は労働者なみの賃金では果たさなければならなかった。国家の高官たちの既得権や交際費は、高官たちそのものといっしょに姿を消した。公職〔Public functions〕は、中央政府の手先たち〔tools〕の私有財産ではなくなった。市政〔the municipal administration〕ばかりでなく、これまで国家が行使していた発議権のすべて〔the whole initiative〕が、コミューンの手中におかれた。」（MEW 17 : 339, 下線は堀）。

以上、Iからは、マルクスの理解はこうである。① コミューンの評議会が、都市部では区ごとに、普通選挙の選ばれた議員で構成されていること、② コミューンの機関としての性格は、議論を行う議会というそれだけではなく、執行と立法までも同時に行う性格のものであること、③ 警察は中央政府の抑圧機関からコミューンの吏員（選挙人の任命・解職制）が担う自前の機関であること（中央政府の行政機関も同様）、④ コミューンの議員や吏員の賃金は労働者並みとなること、である。

最後にガバナンス論との関係で注目されることは、⑤ 発議権¹⁵⁾が中央政府からコミューンに移譲されという点である。これは、従来までの「一つの政体＝一つの国家（中央政府）の発議権」からなる垂直的な編成が、「一つの政体＝複数のコミューンの発議権」へと、コミューンという単位

政府によって水平的に再編されることを意味している。したがって、「一つの政体 = 複数のコミューンの発議権」の全体像は、各コミューン (= α 自律性と β 自己統治の要素) から構成されるメタガバナンス (堀2011a) として、(ア) 非独占、(イ) 開放的なノン・ヒエラルキー的、(ウ) 水平関係として十分に描かれることになるであろう¹⁶⁾。

ちなみに西尾 (1983=1990) は、かつて自治体を地方政府とみる観念を打ち立て、その上で国 (単数) と地方 (複数) の間における政府間関係 (intergovernmental relations) 論を提起したことがある。その場合、まず政府とは「立法・司法・行政の三権の総体」(1983=1990 : 396) であることから、「国政参加」構想では「内閣各省の計画・立法・予算過程」(同上) および「国会の立法過程」(同上) への「直接に参加する方策が構想されてしかるべき」(同上) と考えている。次に「政府間関係」とは「対等な政府間の協力的な相互依存関係」(同上) であり、これには「国民の意思がコミュニティ・レベルから統合され、これが基礎自治体を経て順次上昇していく調整型ないしは自治型のルート」(1983=1990 : 398) の確立と、「統制に替えての調整」と「通達に替えての協議・交渉」による各政府の「自律性」の保障とが求められる (同上)。最後に、この政府間関係論は、「自治体がみずからを革新するとともに、国をも含めた国民社会の政治構造の全体についてその再編構想を提起するための概念」(1983=1990 : 401) であるとされる。以上から、本稿のガバナンス論は、この政府間関係論と発想に類似したところがあるけれども、決定的に違う点は、政府間関係論では<国 (単数) のガバメントと地方 (複数) のガバメントの間の関係性>であるのに対して、ガバナンス論では<地方 (複数) のガバナンスおよび地方 (複数) の間のメタガバナンス>であるところであろう。

J 「パリ・コミューンは、当然に、フランスのすべての大工業中心地にとって、手本 [a model] とならなければならなかった。いったんパリと

二流の各中心地とにコミューンの統治〔the communal régime〕がうちたてられたなら、古い中央政府は、地方でもまた、生産者の自治〔the self-government of producers〕に席を譲らなければならなかったであろう。コミューンが仕上げる余裕をもたなかった全国的組織の大まかな見取図には、最も小さな田舎の部落にいたるまでコミューンがその政治形態とならなければならないこと、また農村地区では常備軍を服役期間のきわめて短い国民兵とおきかえなければならないことが、はっきり述べられている。各地区のもろもろの農村コミューンは、〔その地区〕の中心都市〔the central town〕におかれる代表者会議〔an assembly of delegates〕をつうじてその共同事務〔common affairs〕を処理することになっており、そしてこれらの地区会議がついでパリの全国代議員会〔National Delegation〕に代表〔deputies〕を送ることになっていた。代議員はすべて、いつでも解任することができ、またその選挙人〔his (delegate) constituents〕の命令的委任〔mandat impératif〕（正式指令）に拘束されることになっていた。その場合でもなお中央政府には少数の、だが重要な機能が残るであろうが、それらの機能は、故意に誤りつたえられたように、廃止されるのではなく、コミューン【中央政府ではない！】の吏員たち、したがって厳格に責任を負う吏員たちの手で果たされるはずであった。国民の統一〔the unity of the nation〕は破壊されるのではなく、反対に、コミューン制度〔the Communal constitution〕によって組織されるはずであった。みずから国民の統一の具現、しかも国民そのものから独立し国民そのものに優越する具現であると主張しながら、その実、国民の身体に寄生する贅肉にすぎなかった、あの国家権力〔the State power〕を破壊することによって、この統一が実現となるはずであった。古い政府権力〔the old governmental power〕の純然たる抑圧的な諸機関は切りとられなければならないが、他方、その正当な諸機能〔its (the old governmental power) legitimate functions〕は、社会そのものに優越する地位を篡奪した権力からもぎとって、社会の責任を負う吏員たち〔the responsible agents of

society] に返還されるはずであった。」(MEW 17 : 339-340, MEGA I-22 : 140-141, 下線は堀)

以上、J からは、マルクスの構想はこのように考えられる。① コミューン・レジームは、地方レベルには地区コミューンに代表者会議が設けられ、その下で共同事務が執り行われ、次に中央レベルには、それらの代表者会議から命令的委任¹⁷⁾の関係で選ばれた代議員からなる全国代議員会がパりに置かれる。② 中央政府にはコミューンの吏員によって行われる、「少数の、だが重要な機能」(ただし具体的な内容について明示されていないが)が残ることになる。③ 国民・国の統一はコミューン制度によって生産者の自治を基礎に組織され、これまでの古い政府権力においては一方の「純然たる抑圧的な諸機関」が破壊され、他方の「正当な諸機能」が社会の側の責任を負う職員たちに返還される¹⁸⁾。ちなみに、このような記述そのままの理解の仕方については、「コミューンを中央集権制に反対する地方分権主義的傾向の現われのように見る見解をマルクスはとくに批判している」(1970 : 239) と考える、村田陽一 (1970) から疑義が出されるであろう¹⁹⁾。

なぜならば村田は「代議員の拘束委任制について、一言注意しておきたい」(1970 : 239) とし、「地方的、特殊的利益を全国的な利益に優先させる拘束委任制は、たしかに代議制とも、中央集権制とも矛盾する制度」(同上) であるけれども、マルクスは「下からの創意を重んじるその傾向の一標識としてこの制度にふれている」(1970 : 240) だけで、「拘束委任制そのものについて可否の意見を述べているのではない」(同上) からだとしている。またエンゲルスからも、自身のドイツ語第 3 版への序文 (1891年) で、今回、コミューンでは① 普通選挙による公務員の任命解職制と② 労働者並みの公務員の賃金制が導入されているので、それ以上に③ 拘束委任制を講じなくても、コミューンが「国家と国家機関とが社会の従僕から社会の主人に転化する」(1970 : 25) ような事態は回避できる

と述べていることに、村田が意を強くしているからである。

本稿は、この見解に対して、テキスト全体を正確に読む作業をしていないのではないかと考える。たとえば、村田はエンゲルスが拘束委任制を不要なものと考えたことに簡単に同調してマルクスの言説を修正しているけれども、それでは前述の「I」でいう「コミューンへの発議権の移譲」に関しては、どのように説明するのであろうか。

ところで、すでに明らかなおおりに、②のコミューンの吏員によって担われる中央政府の「少数の、だが重要な機能」【留意すべきは、この中央政府は国家権力の不在のなか、機能としての役割を果たしているのであるが】と、③の社会の側の責任を負う職員たちが担う「〔旧政府権力の〕正当な諸機能」とは、それぞれ具体的にはいかなる内容なのか、そして両者の関係は同じ事柄を念頭においているのかどうかまでは不明なままである。ちなみにこうした点については、マルクスがコミューンの吏員の担う意義として、「つねに現実の監督のもとに執行されるはず」（『フランスの内乱 [第2草稿]』MEW 17 : 596, MEGA I-22 : 105-106）だと考えていることから、具体的には検討されることになるのではないと思われる²⁰⁾。

最後に大藪龍介（1998）と石井伸男（2003）は、このJの箇所の中の「各地区のもろもろの農村コミューンは、（中略）パリの全国代議員会〔National Delegation〕に代表〔deputies〕を送ることになっていた。代議員はすべて、（中略）命令的委任〔*mandat impératif*〕（正式指令）に拘束されることになっていた。」という文章（その場合、deputiesの訳語は代表者ではなく派遣委員とする：大藪 [1998 : 376]）、およびマルクスとエンゲルスの『ドイツ・イデオロギー』（1845-1846）の「代表制は、近代市民社会のまったく特有な一産物である」（大月全集第3巻：[追補] 606頁）ることを手がかりにして、代表制民主主義に取って代わる直接民主主義の新たな制度としての「派遣制」構想（大藪の場合には「派遣制国家」構想への拡張論までも含む）がマルクスにはあると指摘している。しかし本稿でこれまで検討してきたマルクスのアソシエーション論および『フランス

の内乱』のその他の箇所も含めて考えてみるならば、指摘されている「派遣制」構想はマルクスの構想からいえばその一部であり、したがってマルクスの構想の全体像が「派遣制」構想だけで表現されるものではないのではないかと思われる。

K「まったく新しい歴史上の創造物が、それにいくらか似ているようにみえる古い社会生活の諸形態、ときにはすでに滅んでさえいる諸形態の写しと思いがいされることは、その通常の運命である。こういうわけで、近代的国家権力を打ち砕くこの新しいコミュニオンは、当の近代的国家権力にはじめ先行し、のちにはその基盤となった中世のコミュニオンの再現だと、思いがいされた。大国民の統一は、はじめは政治的強力によってつくりだされたとはいえ、いまでは社会的生産の有力な一要因〔a powerful coefficient [共同作因] of social production〕となっているのであるが、コミュニオン制度は、この大国民〔great nations〕の統一を、モンテスキューやジロンド党員の夢想したような小国家の連邦に分解しようとする試みのように、思いがいされた。国家権力に対するコミュニオンの対立は、過度の中央集権に反対する昔の闘争の誇張された形態のように思いがいされた。(中略)コミュニオン制度は、社会に寄食してその〔社会の〕自由の運動を妨げている国家寄生物のためにこれまで吸いとられていたすべての力を、社会の身体に返還したことであろう。」(MEW 17 : 340-341, MEGA I :22 : 141)。

以上、Kからは、マルクスは、近代的国家権力を打ち砕くこの新しいコミュニオン制度が、「中世のコミュニオンの再現」「小国家の連邦」「『過度の中央集権に反対する』対立物」のいずれの性格を持つものでなく、国家が寄食してきた、社会のもつすべての力を、元の社会の身体〔the social body〕に戻させる役割を果たすものと考えている。また、以前にはクレート・ネイションズ大諸国民・諸国の統一は、政治的強力〔political force〕によって外的に

生み出されたが、この新しいコミューン制度によって近代的国家権力が打ち砕かれた後では社会的生産の強力な共同作因として内在的なものとなっていると考えている。

L 「事実は、コミューン制度は、農村の生産者をその地区の中心都市の知的な指導のもとにおき、都市の労働者というかたちで、彼ら〔農村の生産者〕の利益の本来の受託者を彼ら〔同上〕に確保してやったのである。コミューンの存在それ自体が、当然のこととして、地方自治体の自由ということをふくんでいたが、しかし、いまや廃止された国家権力にたいする抑制物としてのそれ〔地方自治体の自由〕ではもはやなかった。」（MEW 17 : 341, MEGA I -22 : 141）。

以上、Lからは、マルクスは、コミューン制度が①（具体的方法までは述べていないが）農村の生産者の利益が、その利益の本来的な受託者である都市の労働者であるようにするために農村の生産者〔の生産〕を確保し、また② かつては国家権力にたいする抑制物としての「地方自治体の自由」を含んでいたと考えている。換言すれば、今や、コミューン制度は、国家の権力に代わる存在になっているのである。従ってここに、マルクスにおいて、こうした存在のコミューン制度が「Governance without Government」論のひとつの具体的可能性を構想するものではないかと考える根拠がある。

M 「コミューンは、二つの最大の支出源——常備軍と官吏制度——を破壊することによって、ブルジョワ諸革命のあの合言葉、安あがりの政府（cheap government）を実現した。（中略）コミューンは共和制に、真に民主主義的な諸制度の基礎をあたえた。しかし、安あがりの政府も、『真の共和制』も、コミューンの終局の目標ではなかった。それらは、コミューンのたんなる随伴現象にすぎなかった。コミューンがさまざまな解

積をうけたこと、またさまざまな利害集団がコミューンを自分の都合のよいように解釈したことは、従来のすべての政府形態が断然抑圧的なものであったのにたいして、コミューンはあくまで発展性のある〔expansive〕政治形態であったことを示している。コミューンのほんとうの秘密はこうであった。それは、本質的に労働者階級の政府であり、横領者階級にたいする生産者階級の闘争の所産であり、労働の経済的解放をなしとげるための、ついに発見された政治形態であった。」(MEW 17 : 341-342, MEGA I-22 : 142)。

以上、Mからは、マルクスは、コミューン制度を、「本質的に労働者階級の政府」だと考え、「労働の経済的解放」の目的で、「ついに発見された政治形態」だと評価していたことがわかる。

ここまでのところで、マルクスの理解するコミューン論は、「Governance without Government」論としてのガバナンス論の、彼なりの具体化として理解していいのではないか。すなわちマルクスにとって、単位ごとのコミューンでは「生産者の自己統治」(後述)が営まれており、同時に地域ごとには諸コミューンのメタガバナンスが展開されており、さらには中央レベルでは命令委任下の代議員から成る全国代議員会およびコミューンの吏員によって「少数のだが重要な機能」を担われている中央政府が存在しており、単位コミューンを起点とする全国レベルでの、一体性が保障される制度構想が試みられていることを、イメージの世界として実感することができそうである(注25も参照)。もちろんそこには全国代議員会および中央政府は存在するけれども、それらは社会の外にそびえ立つ「近代的国家権力」の性格を有しておらず、当該社会の中に内在する共同作因として考えられている²¹⁾。

最後に、これまでの検討から、大谷の先に触れてある示唆、すなわち「パリ・コミューンが行った、あるいは行おうとした具体的な諸方策につ

いて彼〔マルクス〕が示した見解を立ち入って検討し、その内容をさらに深めることが重要」（2011：408）であることの意味内容に関して、本稿では今回、『フランスの内乱』（1871）の再読から、そこには確かに「Governance without Government」論を具体化した制度構想が認められるものと考える²²⁾。

5. マルクスの「自己統治（self-government）」論

最後に、本稿で使うガバナンス概念は、冒頭で述べてあるように団体組織の自律性（autonomy, autonomie）の要素とともに、自己統治（self-government）のそれとも含むものと考えている。そこで、マルクスの『フランスの内乱』での self-government の使われている箇所を確認し、その意味する内容を明確にしておきたい²³⁾。ちなみに自律性としての autonomy の使用例は、そこには見られない（参考：編集者の注解237 [NEW 17：709] でのみ自治〔autonomie〕が使われている）。

J（前掲）「生産者の自治〔the self-government of producers〕」

N「コミュニオン／イギリスの愉快な三文記者が、ここにあるものはわれわれがふつう自治〔selfgovernment〕ということばで理解しているものとは違う、というすばらしい発見をした。もちろん、違う。それは、（中略）市参事会員や、（中略）教区会員や、（中略）救貧委員による都市の自治行政ではない〔the selfadministration of the towns〕。それは、広大な耕地と重い財布とからっぽの頭との持ち主による農村の自治行政ではない〔the selfadministration of the counties〕。それは、「無給の大人物」（注解409）の司法上の非行〔the judicial abomination〕ではない。それは、寡頭支配者のクラブと『タイムス』の閲覧とを手段としての国の政治的自治〔political selfgovernment of the country〕ではない。それは、自分のため

に自分で行動する人民 [the people acting for itself by itself] である。」
([『フランスの内乱 [第 1 草稿]』 MEW 17 : 520-521, MEGA I -22 : 39)。

O 「第二帝政というかたちをとったあの国家権力の最後の表現は、支配階級の誇りにとっては屈辱的であり、彼らの議会の自治の願望 [parliamentary pretentions 要求・虚偽の申し立て [sic, pretense?, 独語 Ansprüche 要求] of selfgovernment] を吹き散らしはしたが、それでさえ、彼らの階級支配の最後の可能な形態にすぎなかった。」([『フランスの内乱 [第 1 草稿]』 MEW 17 : 513, MEGA I -22 : 56)。

P 「最も単純に理解されたコミューンは、古い政府機構を、その本拠、すなわちパリその他のフランスの大都市においてまず破壊したあとで、それを真の自治 [real selfgovernment] とおきかえることを意味していた。労働者階級の社会的拠点であるパリと各大都市では、その [真の] 自治は労働者階級の政府であった。」([『フランスの内乱 [第 2 草稿]』 MEW 17 : 595, MEGA I -22 : 105)。

以上から、マルクスは、自己統治 (self-government) を、まず生産者の自己統治 (J, N, P) と支配階級のそれ (O) とに分けて考えている。そして前者では、J のとおり最終稿では「生産者の自己統治 [the self-government of producers]」を使っていたが、それ以前の草稿段階では N のとおり詳しく説明している。そこでの主張は、「われわれがふつつ自治 [selfgovernment] ということばで理解しているもの」「都市の自治行政 [the selfadministration of the towns]」「農村の自治行政ではない [the selfadministration of the counties]」「司法上の非行 [the judicial abomination]」「国の政治的自治 [political selfgovernment of the country]」ではなくて、「自分のために自分で行動する人民 [the people acting for itself by itself]」のことであると考えている。そして P ではそのことを、「真の

自治〔real selfgovernment〕と呼ぶのである。

また後者では、Oで、マルクスは、支配階級による「議会の自治の願望」の自己統治、すなわち支配階級の議会形態としてのそれを指摘するのである。

以上、こうした用例の検討から留意すべきは、the self-governmentが、上記のとおり、用例のなかで「自治」と訳されることで一般的に理解される、いわゆる「地方自治」（牛山2013も参照）とは大きく異なっており、それはパリ・コミュン以降の新しいシステムにおける、民主政原理を具体化するものとしての「自己統治」として理解すべき必要性が生じていることである。そしてマルクスの「自己統治（self-government）」論は、「生産者の自己統治」に基づく新たな社会像の探究にあたって、その具体的可能性をガバナンス論として構想するものとなっている²⁴⁾。

6. おわりに

以上の検討から、マルクスのアソシエーション論で明らかにされている「自由で平等な生産者のアソシエーション」とは、今回『フランスの内乱』の再読から当時マルクスが観察したパリ・コミュンに元を構想した「真の自己統治」が、「Governance without Government」論であるところのガバナンス論に他なかったのではないかということである。

そして、その基本的構想は、繰り返すならば、次の3点が書かれているのではないかということである。

- ア) 従来までの「一つの政体＝一つの国家・中央政府の発議権」からなる垂直的編成は、「一つの政体＝複数のコミュンの発議権」を通じて、コミュンという単位政府による水平的再編が行なわれる。換言すれば、「一つの政体＝複数のコミュンの発議権」の全体像は、各コミュン（ α 自律性と β 自己統治の要素）から構成されるメタ

ガバナンス²⁵⁾として、(ア) 非独占、(イ) 開放的なノン・ヒエラルキ一的、(ウ) 水平関係として十分に描かれるものである。

- イ) マルクスの制度構想は、① コミューン・レジームが、地方レベルには地区コミュニティに代表者会議が設けられ、その下で共同事務が執り行われ、次に中央レベルには、それらの代表者会議から命令的委任の関係で選ばれた代議員からなる全国代議員会がバりに置かれる。② 中央政府にはコミュニティの吏員によって行われる、「少数の、だが重要な機能」(ただし具体的な内容について明示されていない)が残ることになる。③ 国民・国統一^{ネーション}はコミュニティによって生産者の自治を基礎に組織され、これまでの古い政府権力においては一方の「純然たる抑圧的な諸機関」が破壊され、他方の「正当な諸機能」が社会の側の責任を負う職員たちに返還されることになる。
- ウ) マルクスの理解する新しいコミュニティ制度は「中世のコミュニティの再現」「小国家の連邦」「『過度の中央集権に反対する』対立物」のいずれの性格でなく、国家が寄食してきた、社会のもつすべての力を、元の社会の身体に戻させる役割を果たすものと考えている。また国民・国統一^{ネーション}は以前には政治的強力によって外在的に生み出されたものであるけれども、この新しいコミュニティ制度によって近代的国家権力が打ち砕だかれた後では、社会的生産の強力な共同作因として内在的なものとなっている。

要するに、本稿の研究成果によって、一方でマルクスのアソシエーション論が表2のなかの第4象限に措定されるものであり、他方で「フランスの内乱」の執筆では、その当時の歴史的経験(スイス連邦の実例²⁶⁾等)に基づいて新たな社会経済システムのあり方が具体的に記述されており、以上から、マルクスはガバナンス論のひとつとして理解できる制度構想を試みていると考えるものである。もちろん、こうしたマルクスの具体的記述は(先に引用したF [355頁]の最後でいうとおり)19世紀後半段階で

の人類の社会的・経済的・政治的諸経験の進展に基づく理論的思索²⁷⁾であって、今日、21世紀初頭の段階にあつては、第4象限のなかで、「自分のために自分で行動する人民」の自己統治を保障する制度構想を新たに具体的に探究しなければならないと考える²⁸⁾。ちなみに、この方向性は、すでに堀（2006：98）で呼んでいた、日本行政学の将来展望のひとつである「新天地開拓型行政学」のことであり、今回、検討したガバナンス型行政学の構築に向けての理論的探究²⁹⁾もそのための準備作業であることを申し添えたい。

- 1) 堀も、現状分析レベルの研究として、高等教育分野やスポーツ分野のガバナンス構築に向けた「Governance and Government」論での研究（堀2008, 2014 a, 2014 b参照）に取り組んでいるけれども、その過程で「Governance without Government」論での研究不足を痛感している。
- 2) 批判的実在論に基づく社会科学論に関しては、ダナーマーク他（2002=近刊）が詳しい。
- 3) Jessop（2012）は、管見の限りでは Bevir（2003）への評価にとどまっているのであるが、その中で Bevir への反論にあたるところを紹介するところなる（なお、この反論に至る経緯は、堀〔2011 b：78, 注(10)〕のとおり）。Bevir は全体論的機能主義と原子論的合理主義を共に拒否し、それらに替わって「政治生活と社会生活の異なるサイトとスケールにおける、出来事・過程・制度に適合させられたより複雑な分析の出発点としての個人的解釈を選択する」（Jessop 2012）わけであるが、そこでは「ガバナンスについての基礎付けのしっかりしたマクロ・メゾレベルの分析へ、個人的解釈を超えて進んでいくために必要な諸概念のすべてを提供しているわけではない」（同上）のである。とりわけ、彼のアプローチは、「特定の伝統の選択・保持・制度化と、そしてそれらの政策の含意との中で内在する諸メカニズムを犠牲にした、解釈のバリエーションに焦点を当てるもの」（同上）である。したがって、「物的ファクター（material factors）、特に搾取と支配の特別な形態のもつインパクトが視界から消えていく傾向」（同上）がある。Jessop はこのように指摘しながら、この解釈アプローチの意義を認めつつも、「より広範囲の記号論的で制度的な分析の中で、その〔解釈〕アプローチの統合」（同上）が必要だと指摘する。
- 4) マルクス学派において、ガバナンス論は、Jessop（2002）のメタガバナンス論と Davies（2011）の「ネットワーク・ガバナンスに替わるヘゲモニー」論で論じられている程度ではないかと思われる。ちなみに代表的な当該論文集である Levi-Faur（2012）では、Karl Marxが1箇所で見られるのみでまったく接点がない。また Bevir（2007）では、Marxism（pp.549-553）の項目が設けられているけれども、その記述はマルクス主義の一般的な概説と国家概念をめぐる道具主義説と構造主義説の説明、さらに1960年代末からの「マルクス主義・ルネサンス」とよばれた新たな理論探究の動向、そしてマルクス学派の

グローバル・ガバナンス研究が述べられている。Bevir (2011) では Post-Marxism 派の研究動向 (2011 : 55-57) が主に取り上げられている。したがって、ここでは本稿のような古典研究はみられない。ちなみにハーヴェイ (2010=2012) は、参考文献までの明示はないけれども、「共産主義的仮説を復活させようとする今日の試みはたいへい、国家統制を拒絶し、生産と分配を組織するための基礎として、市場の力と資本蓄積に取って代わる別の形態の集団的な社会的組織を探究している。〔すなわち、ここでは〕垂直的な指令システムではなく、水平的なネットワーク型システム——自立的に組織された自己統制的な生産者と消費者の集合体同士のネットワーク——が、新しい形態の共産主義の中核に座ることが構想されている」(2010=2012 : 280) という。

- 5) ちなみに実証主義と経験主義に基づく政治学では、大嶽 (1978) の「権力=影響力」論がその代表例であろう。これは政治過程分析に用いる基礎概念と概念枠組を考案する際に、そのキー概念に「影響力」を設定するものである。その定義はこうである。

「主体Aと主体Bとの間において、相互の期待が一致していないとき、AによってBの行為が、Aの意思に添う方向、もしくはBがAの意思と判断する方向に変化する場合、AがBに影響を与えるといい、この変化の原因として、影響を与える可能性チャンスが存在していたとみなして、これを影響力と呼ぶ」(1978 : 4-5)。

具体的には、政治過程における大企業の役割に関する実証研究を進めるにあたって、まずこの「影響力」概念を端緒にしなが、次に一方でそれが「組織」に媒介されることで「(組織) 権力」の発生を、他方でそれが制度化されることで「支配」関係を説明し、次のような説明モデルを提示する。それはある政治的リソースを持つ政治組織 (A) が、政治権力を有する政治的支配組織に対して、政治的影響力を及ぼし、それを及ぼされた政治的支配組織は別の政治組織 (B) に対して政治的支配を及ぼすことになるというものである (1978 : 13)。したがって大嶽 (1978) は資本主義生産様式を与件とせず、「主体Aと主体B」の関係性を「影響力」(事実、相関性) で表し、そしてそれに「組織」と「制度化」の契機を与えて「支配」関係の成立としてみる立場である。それに対して本稿は、研究対象の与件として資本主義生産様式を指し、そこから資本家が自らの目的に従わせようと、賃金労働者にその意思の力 [Macht・権力] が発動されていると読み取る立場 (存在、規定・因果性) である。

- 6) 藤田 (1980 : 154-169) の「社会的自治 (自主管理)」の説明は、次のとおりヒエラルキー的・垂直関係を構成する官僚制に対する内外ほり崩し論の対抗的な構成部分として位置づけられ、そこでの位置づけからみて「社会的自治」は (それが組み込まれている) ガバメント概念の系譜にあるけれども、「Governance and Government」論へ、そして後述の「転化」による「Governance without Government」論への端緒的形態のように考えられるものであろう。まず『「官僚制」をほんとうにほり崩す」(1980 : 166) ために、「技術的・経済的・文化的諸条件の成熟」という「一般的な方向」(同上) 性を指摘する。また、具体的に「後者〔執行=行政機関〕の前者〔代表制機関〕からの自立化傾向」(1980 : 165) としての『「官僚制」の病理」(同上) に対しては、一方で「代表制機関によるいわば上からの抑えこみの形態」(同上、傍点藤田) と「執行=行政機関の活動に対する下からの統制・監督の形態」(同上、傍点藤田) による「いわば外からの『官僚制』の抑えこ

みの形態」（1980：166）と、他方でたとえば① 労働者評議会・地域コミュニオン評議会、② 自発的社会的団体の「〔国家機関の機能の〕自治的形態の先取り」（1980：167）、③「できるだけ多くの人びとが交替で公共の事項の管理業務を引き受け」（1980：169）ることによる「いわば内側からほり崩す方向」（1980：166）として「社会的自治」強化・拡大論との、官僚制に対する内外ほり崩し論を打ち出している。もちろん、そこには将来、「自治」のガバメント概念からカバナンス概念のそれへの「転化」、すなわち「ますます多くの人が自発的に共同事項の管理の活動に参加するようになればなるほど、特殊な国家管理機構は次第に社会的自治（自主管理）の組織に転化していく」（1980：169）とし、「共産主義的諸関係一般の発展の展望につながる」（同上）との評価がある。

- 7) 大谷（2011：68）には、執筆の時期が改めて記されていないようである。その点は、佐藤（1971：822）によれば、1865年1月～12月末にかけて執筆されたとの「推定」がなされている。
- 8) ちなみに大谷は、こうした新たな社会システムの構成要素を、① 自由な諸個人のアソシエーション、② 社会的労働と共同的労働、③ 生産過程の意識的計画的な制御、④ 社会的生産、⑤ 社会的所有、⑥ 個人的所有、⑦ 協同組合的な社会、にまとめている（大谷2011、第1章）。
- 9) ちなみに重田（2013）は、ホプスを、『リヴァイアサン』（1651年）で、「人と人とが関係を結び、約束を交わす、そのこと自体が生み出す力」（2013：86）による、政治社会の創出・維持を構想するアソシエーションの政治思想家とみている。
- 10) そうしたマルクスの理解の背景には、田畑（1998：11）が指摘するとおり、ルソーの『社会契約論』におけるアソシエーション論が、マルクスのアソシエーションへの注目の重要な契機となっていることがあげられる。その意味から、ルソーによる社会契約の意義についての、次の有名な主張は再読されるべきであろう。（自らと自らの権利の、共同体への全面的譲渡という理屈で）「『各構成員の身体と財産を、共同の力のすべてをあげて守り保護するような、結合の一形式を見出すこと。そうしてそれによって各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であること。』これこそ根本的な問題であり、社会契約がそれに解決を与える」（第一編第六章）（1762=1954：29）。そしてまた「この結合行為は、直ちに、各契約者の特殊な自己に代って、一つの精神的で集合的な団体をつくり出す」（同上）（1762=1954：310）ものとなる。ただし後者の「団体」は、その後の記述内容からみて、いわゆる「政体」と呼ばれるものであり、今回、これが注26での議論と、どのように関連しうるものなのかどうかまでは検討できていない。また、マルクス自身が、ルソーの全面的譲渡論をどのように評価しているのかについても同様である（この点は、さしあたり長山（1987）や佐藤（2003：13-14）には該当箇所はない）。ちなみに全面的譲渡論は、アルチュセール（1967=1998=2001）や渡辺（1974、1975、1976）・美馬（1975）・佐藤（2012）を参照した。
- 11) 当該呼びかけ文書は、『マルクス＝エンゲルス全集 第17巻』の編集者注解「一九五」（685-687頁）と同「三八一」（726-727頁）によれば、3月18日の革命勃発後、1871年4月18日の総評議会会議でマルクスから提案され、マルクスに起草の委託がなされたものである。まず4月から5月にかけて第一草稿と第二草稿が書かれ、ここで検討する最終稿は5

月30日に総評議会で承認されたものであるが、それはパリ陥落の2日後であった。ちなみにパリ・コミューンの与えた理論的インパクトに関して、柴田(1972:46-47)は、「ザ・ワールド」紙の記者が書いた、(5月28日パリ陥落後にあった)第一インター創立7周年祝賀会(1871年9月25日)でのマルクスの演説記事に注目し、そのなかで『フランスの内乱』(草稿を含め)には述べられていない、「こうした変革が実現するのに先立って、プロレタリア独裁が必要となるであろう」(MEW 17: S.433)との発言から、ロンドン協議会(9月17日~22日)でのバクーニン派との対立の中で、マルクスのバクーニンの連合主義批判によって一旦誕生していた『内乱』の国家論(1972:47)が後景に退き、『共産党宣言』以来のプロレタリア独裁論が再登場したとみている。ここで、プロレタリア独裁論は階級国家論から国家死滅論(withering away)へ、またパリ・コミューンは自律国家論(autonomous state)から国家廃止論(abolition)へと、それぞれを媒介してコミニズムに至るとする理論モデルを示す論者がいるけれども、その彼によればマルクスは両モデルについての明確な定式化まではしなかったと指摘している(Levin 1989:122-129)。

- 12) 歴史家のフュレ(1986=2008)は、マルクスの『フランスの内乱』が『フランスにおける階級闘争:1848年から1850年まで』(1850)と『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』(1852)と共に、「他の作品には見られない緊張感」(1986=2008:106)があると指摘している。その理由は、「一八四五年から一八五〇年にかけてフランス革命を論じたときのよりにそれらを史的唯物論の抽象的独断によって片づけてしまうにはあまりにその詳細を知りすぎていた」(1986=2008:105-106)ことから、マルクスに「現在をどう解釈するかは革命的行為と切り離すことができない」(1986=2008:106)ほどの「緊張感」(同上)を生じさせていたからであるという。
- 13) 本稿は例えば Schulkind(1971:35-36)のいう、マルクスの見解であるとしても、一次資料の厳密な検討に基づかないものは価値がないという立場があることは承知している(注22の田中[1998]も参照)。それはそうだけれども、本稿の一義的な目的が、マルクス自身の理論的思索自体を検討することから、その範囲内で可能な検討をすればいいのではないかと考えている。ちなみに木下(1952)の利用にあたっては、こうした史実とマルクスの見解の異同を考慮する必要がある。さもないと村山(1973)のように、一方で『フランスの内乱』を章ごとに要約し、そのなかに本稿の注目する箇所である「このような〔コミューンは代議体ではなく、執行権であって同時に立法権を兼ねた、行動体であった〕政体は直接民主制の発露をうながすための必要条件を充たすものとなろう。しかしコミューンの存在は、『ただに市政ばかりでなく、今日まで国家によって行使されてきた全発意権が、コミューンの手中におかれた』こと⁽¹²⁷⁾によって特徴づけられる」(1973:58)と述べながら、他方で実際の「コミューン型国家」については、「コミューンは中世にはじまる“都市自治体”の再版として、フランスからあたかも独立した都市国家としての存在とみられることを否定し、同時に帝政的中央集権国家を否定しつつも、単なる地方分権主義を説くのではなく国家の集権的性格をも合わせとりあげている⁽²⁹⁾」(1973:64)として、その注(29)にパリ・コミューン資料文書集のなかの「コミューン選挙の前」(木下[1952:211-215])をあげて理解しており、両者を一体的に理解してしまっている。
- 14) 下線の訳文は変更した。また当該箇所の原文は、The Commune was to be a working,

not a parliamentary, body, executive and legislative at the same time. である。これまでの訳文は次のとおりである。山本美編『改造社版 マルクス=エンゲルス全集（第7巻ノ三）』（改造社、1929年）では「コミューンは、議會的團體ではなくて、執行部にして同時に立法部たる行動團體であつた。」（山川均訳237頁）。山川均訳『フランスの内亂』（彰考書院、1948年）では「コンミュンは議院的の集團ではなくて、執行部にして同時に立法部たる行動的の集團であつた。」（86頁）。マルクス=エンゲルス選集刊行会編『第一インタナショナル（第11巻下）』（大月書店、1951年）では、「コミューンは、議会のような団体ではなくて、同時に行政府であり立法府であるひとつの行動体たるべきものであつた。」（訳者不明328頁）である。木下半治訳『フランスの内亂』（岩波文庫、1952年）では、「コミューンは、代議體⁽²⁾ではなく、執行権であつて同時に立法権を兼ねた、行動體⁽²⁾であつた。」（95頁、(2) a working, not a parliamentary body.）。大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス=エンゲルス全集（第17巻）』（大月書店、1966年）では、「コミューンは、議会ふうの機関ではなくて、同時に執行し立法する行動的機関でなければならなかつた。」（村田陽一訳315頁）である。辰巳ほか訳『マルクス・コレクションⅣ フランスの内乱/ゴータ綱領批判/時局論』（筑摩書房、2005年）では、「コミューンは、議会的組織ではなく、同時に行政と立法の機能を果たす活動的組織でなければならなかつた。」（辰巳伸知訳32頁）である。最後に、もちろんコミューンは政府であるので、「立法・司法・行政の三権の総体」（西尾1983=1990：396）として一応考えられるであろう。

- 15) 最近の発議権に関する研究には、小林（2010 a b）や矢部（2011）がある。ちなみに、前者では「イニシアティブ・レファレンダム自動的非直接連動型」を、「直接民主主義制度における最高形態」ととし、「間接民主主義を補完しながら、全体として民主主義体制を強固かつ豊穡なものとしていくための制度」とであると評価する（2010 b：344）。
- 16) 坂本（1979）は、Iの箇所の記述を、マルクスの民主的自治論として理解している。つまり、コミューンにおいて、① 普通選挙によって選ばれる市会議員が選挙人への責任を持たされかつ彼らから解任される箇所から住民自治、② 議会ふうの機関でなくて執行・立法する行動機関であり、中央政府の下からコミューンのそれに置かれる警察・吏員の箇所から統治の性格、③ 公務員の労働者なみの賃金の箇所から民主的能率性、④ 公職と発議権のコミューンへの移譲の箇所から団体自治権、について指摘して、マルクスから「国家権力をめぐる民主主義的中央集権体制のもとの民主的自治の役割が大きく評価されている」（1979：172、傍点坂本）としている。
- 17) 辻村（1977）は、マルクスの念頭にあったフランス革命期における命令委任の議論を検討し、『人民（=people）主権』立場にたった『命令的委任』の制度（1977：93）の実現にむけ、次の3点を「示唆」（同上）している。それは、「① 人民の主権行使を実施するセクション（選挙区）における完全な自治原則の確立、およびセクション間の平等と均一性の上に成立した全国的自治制度の確立、② セクションにおける主権者集会の常設すなわち恒常的な市民的政治基盤の確立、およびそれを支える市民の政治的成熟——が最低限必要である、ということ」（同上）である。ただし、その場合の中央政府を含む国レベルのガバナンスのあり方までの言及はない。ちなみに結城（1977）は、命令的委任の法学的・社会学的政治的否定論への反論等について重要な示唆を与えてくれているけれども、

- 「命令的委任の実現可能な現実的形態」(1977=103)の検討はまだ残されている。
- 18) コルシュ (1931=1969=1979 : 162-164) が、一方でパリ・コミューンのもつ連合主義的
反中央集権的性格だとして、当該本文中の②と③を正確に指摘している点に注目したい。
しかし他方で、コルシュが、『フランスの内乱』自体からではなく、第一インター内での、
マルクスの他党派に対する「党派的底意」(同 : 163) から、マルクスがこの性格を「否定
(1931=1969=1979 : 163) したとみている。そして結局、『フランスの内乱』を、「古典的歴史
記録……として見るだけでなく、……身近な敵への、マルクスの党派的論難書としても
考えなくてはならない」(同 : 162) とまで言い切る。またベルンシュタイン (1899=
1974 : 201) は、この J のなかの「国民の統一は～返還されるはずであった。」とそれに続
く一文、および後の K のなかの「近代的国家権力を打ち砕くこの新しいコミューン〔国家
権力に対するコミューンの対立、ベルンシュタインの引用文〕は～社会の身体に返還した
ことであろう。」とそれに続く一文を示しながら、こう述べる。「同書〔『フランスにおけ
る内乱』〕をひもといて問題の節(すなわち第三節)を読んでみると、われわれは、その
政治的内容よりすれば本質的な特徴のすべてにおいて連邦主義——しかも、ブルードンの
それ——とこのうえもない類似性を示すひとつの綱領が展開されているのに気づく。」
(1899=1974 : 201)。
- 19) 村田がマルクスの批判する「中央集権制に反対する地方分権主義的傾向」として考
えている見解は、次のバクーニン (1871=1973 : 158) のそれ(一例として)であろう。「未来
の社会組織は生ずる組アソシアチオン合にはじまり、ついで市町村、地方、全国に広がり、最後に偉
大な国際的、世界的連邦のなかにおける労働者の自由な提携と連合によってもつばら下か
ら上へと作られるものでなければならない。その時にはじめて自由と全体の幸福の生き生
きとした本当の秩序が実現するであろう。」
- 20) この点に関して、マルクスの記述をもう少し紹介しておきたい。「一言でいえば、あ
らゆる公的機能は、今後も中央政府に属するであろう少少数の機能でさえ、コミューンの官
吏〔communal agents〕によって、したがってコミューンの監督〔the control of the com-
mune〕のもとに執行されるはずであった。中央の諸機能——人民のうえに立つ政治権力
〔governmental authority over people〕のそれではなくて、国の一般的な、共通の欲求
〔the general and common wants of the country〕によって必要とされる諸機能——が不可
能になるであろうというのは、ばかげた言い分のひとつである。これらの機能は今後も存
続するであろうが、職員自身は、古い政府機構〔the old governmental machinery〕の場
合のように、現実の社会のうえに立つこと〔over real society〕はできないであろう。と
いうのは、これらの機能はコミューンの吏員〔communal agents〕によって、したがって
つねに現実の監督のもとに〔under real control〕執行されるはずだからである。公的機能
は、中央政府〔a central government〕がその手先〔tools〕に授ける私有財産ではなくな
るであろう。」(『フランスの内乱 [第2草稿]』MEW 17 : 596, MEGA I-22 : 105-106)。
- 21) 最近の成果である森 (2014 : 109-111) は、「パリ・コミューンとマルクス主義」の項に
おいて、ここで関係する箇所として、こう述べる。マルクスは『フランスの内乱』のなか
で、「コミューンとは帝政の反対物であり、『社会的な共和制の積極的な形態』(Marx
1962 : 338=三一五) であると特徴付ける。コミューンは、寄生態である国家に吸収されて

いた力を社会の身体に返還した、とも言われる。命令委任（mandat impératif）への議員の拘束、代表者の労働者並賃金、いつでも解任可能であることなどが、この政治形態の新しさとして列挙される。（2014：110）（そのそも「バリ・コミュニティの命令委任も、直接立法の思想も、すでに二月革命のさいに存在していた考え方である」〔2014：111〕が）。この説明は、『フランスの内乱』自体の検討に多く紙幅を割くものではないとはいえ、本稿の研究成果からみれば、マルクスの分析した「この政治形態の新しさ」を説明しきれていないと思われる。ちなみに、過去から同様の指摘が、例えば田口（1971：190）の政治形態としてのコミュニティ論や福井（1993：672-675）の「バリ・コミュニティで見出された新たなプロレタリアート権力」の特質論としてなされてきている。なおジェソップ（1982=1983：36-37）でも『フランスの内乱』の第1稿（特にMEW 17：536-544）に言及し、「この決定的な著作は道具主義的な暗喩に満ちているけれども、その基本的な推進力は強度に反道具主義的である」（1982=1983：37）との評価を示しているけれども、当該の本文で示す研究成果を共有するものではないようである。

- 22) 藤田（1999：125-126）は、マルクスのバリ・コミュニティ理解（『フランスにおける内乱』〔草稿を含む〕〔1999：125〕）について、このように述べる。「ここ〔MEW 17：三二頁以下〕で語られている普通選挙制や命令委任制度などは、マルクスがゴータ綱領について『ブルジョワ的』水準として批判したそれらとは異なるものとみられた。なぜならば、『労働者階級は、できあいの国家機構をそのまま掌握して、自分自身の目的のために行使することはできない』（⑩三一二頁）が、コミュニティはできあいの国家とは質的に区別されるもの、その否定形態であって、その意味で『国家そのものに対する、社会のこの超自然的な奇形に対する革命』（⑩五一三頁）として意味づけられるものであり、その意味で『ブルジョワ的水準』を超えるものとしてとられたからである」（同上）。そして、「ここには、『プロレタリアートの革命的独裁』の政治形態についてマルクスが到達した見解が示されているとあってよい」（同上）と評価している。この点、ちなみに田中（1998：424-425）では、マルクスのバリ・コミュニティ理解について、前述のⅠの箇所の「コミュニティ議員の大多数は、当然に、労働者か、労働者階級の公認の代表者」であることや、「階級的所有権の廃止……中産階級の大部分による支持、農民の抱くはずの『希望』」についてのマルクスの指摘に触れながら、マルクスにとって「バリ・コミュニティが『真実に国民的』な政府であると同時に労働者的でもあった」（1998：425）ことをもって、「コミュニティ＝労働者政府論」だとしている。また同時に田中（1998：425）は、ルージュリなどの研究成果をもとに、こうしたマルクスの見解が必ずしも歴史的事実を正確に記述していない点を踏まえて、「現実のバリ・コミュニティが何であったかについての遺言的解釈であった」（同上）という。

- 23) サンデル（1996=2010・2011）も「自己統治（self-government）」に関心をもち、第7章のタイトルにも「共同体、自己統治、革新主義的改革」（下巻2011）を取り上げている。彼の場合、その定義は「自ら運命を司る政治的共同体に構成員として属し、かつその共同体の様々な事柄を律する諸決定に加わる」（上巻2010：30）ことである。またその「自己統治」の内容は「公民的徳」によって支えられていて、その「公民的徳」を通じて「人間の自由」と内在的に関係しているとする（同上）。ただしサンデル（1996=2010・2011）で

展開する彼の政治哲学にとって、「自己統治」の概念自体が、それ以上に握り下げられる位置づけではないことに留意したい。

- 24) ちなみに松田 (2003 : 167-173) は、グラムシの考える将来社会像 (Societa regolata) が、「マルクスの知的独創性に関連する『国家の死滅』テーゼの再検討 [例えば注11の Levin 1989 の指摘 : 堀] を含む『政治社会の市民社会への再吸収』『自己規律的・自己統治的社会』」(2003 : 168) であることを明らかにし、こうしたグラムシの理論的展望が「二一世紀においても分権的・非権威主義的将来社会像および社会変革の展望形成において持続的な知的・理論的参照点となる」(2003 : 170) ことを強調している。
- 25) メタガバナンスについては、すでに参考文献として堀 (2011 a), 具体的にはそのなかの「4. メタガバナンス論」を示しているけれども、当然のことながら、「Governance without Government」論に向けたメタガバナンスの議論を旺盛に行なう必要がある。
- 26) スイス連邦について、ブルードンは『連合の原理』(1863=1971) の中で、このように述べていた。「連邦は明らかに国家ではない。これは相互保証の協定によって団結した、独立した主権国家のグループである。(中略)/スイスでは連邦当局は、二十二(ママ)の民衆から選出された議会と、議会によって任命された七名からなる執行評議会とで構成されている。議会と連邦評議会のメンバーの任期は三年である。(中略)各メンバーは解任しうるし、彼らの権限は取り消しうるし、彼らの権限は取消しうる。したがって連邦の権力は、語のあらゆる意味において、選挙人の手中にある代理人なのであり、その権力は選挙人の意のままに変化する」(1863=1971 : 374)。なお河村 (1934)、西川 (1974)、関根 (1999) も参照した。
- 27) 森 (2014 : 109-111) は、同じく「バリ・コミュニオンとマルクス主義」の項において、「マルクスの政治観がそのままロシアのボルシェヴィキによって適用されたというわけではない。そうするには、マルクス自身の政治についての考え方には、あまりに多くの曖昧さが存在した。しかし、そのような傾向を生み出す原因がマルクス自身にも存在したことは否定できない」(2014 : 111) と指摘する。このような評価が先行研究の一部にあることは承知しているけれども、本稿はマルクスの政治観が、本文中の『共産党宣言』の箇所(A)で述べている「階級差異の消滅→公権力の政治的性格の喪失」の理解で一貫していると考えている。また「曖昧さ」があるとされる部分がその政治観を具体化する実践的場面であるとすれば、その「曖昧さ」が、この本文の当該センテンスで述べる研究方法を困難なものにしているわけではない。
- 28) 水田 (1969) は、直接民主制で全員参加制の理想形態だといわれるコミュニオンに関して、「コンミュニオンは幻想となった」(1969=100-102) と断言している。その理由はこうである。「近代社会は、量的にも質的にも、コミュニオンを全面的にうけいれることはできない。コミュニオンは、原理としてすなわち思想として、あるいは、量的または質的に限定された局面で、存在しうるにすぎないのである。すでに、中世の都市においてさえ、コンミュニオン (中略) は、擬制であった。近代社会においては、幻想である。幻想だからといって無意味なわけではない。それは原理として、近代民主主義の(略)人間疎外の傾向を、批判し規制する力をもつ。(中略)しかし、それが純粋原理のままで、現実化されるならば、有害である。小集団においてしか、あるいは限定された事柄についてしか、な

りたちえない諸個人の一体性を、たとえば、人類の名において、その集団の外にいる人間、限定の外にある事がらに、おしつけることになるからである。全体主義、ファシズムへの危険さえ、そこにはひそんでいる」（969=100-101、下線は堀）。したがって、今後の具体的な探究作業にあたっては、この水田の警句を念頭におかなければならないと考える。なお、大石（1996：26）は、民主制を、「統治する側と統治される側との間に、意思の合致または自同性（アイデンティティ）」の原理に基づく自律主義を「権力の組織原理とする国家形体」ととし、この原理の徹底した「形」を「いわゆる純粋民主制の理念」（傍点は堀）であるとしているけれども、この「いわゆる純粋民主制」が本稿のいう「真の自己統治」に十分に該当するものであろう。そしてまた、「それ〔純粋民主制〕が通常の政治的共同体として実行可能なものであるかどうかは、大いに問題である」との指摘だけがなされるけれども、ここでは承知しておくだけにしておきたい。

- 29) 堀（2007：24）では「ガバナンス」を、概念イメージ図を使って、「基本としては、やはり水平軸に沿って描かれる楕円形」とだけ説明していたけれども、本稿の研究成果を踏まえれば、次のように説明できるだろう。すなわち「ガバナンス」の概念イメージを支える水平軸の性格は、「生産者の自治に基づく国民・国の統一性」であり、かつ「その統一性の社会的生産に対する共同作用性」である。これらは、たとえば Jessop（2003=2014）が、ガバナンスのあり方を、サイバネティックスやオートポイエシスの諸理論で使われている「ヘテラルキー（Heterarchy）」（=水平型自己組織的ネットワークの諸調整モード：Jessopの定義）で特徴づけている（Torfing 2011：1030も参照）なかにおいて、そのヘテラルキー自体を根拠づける存在であると考えられる。もちろん以上は、今後の課題としたい。ちなみに上田（2014）は、堀（2007：24）の概念イメージ図にある「軸」を、「力の大きさ」と「方向」からなる関係構造のベクトルに読み替え、さらにそれを三次元分析概念へと発展させている。なお、ここで、「水平軸」のイメージについては、キーン（2009=2013：ii）が、デモクラシーを「人びとの現実感覚を形づくる想像力の飛躍——架空の地平（ホライズン）——が育む、ユニークな政治形態」と表現し、そこには市民の「自己統治力」の保持を語っていることにも注目しておきたい。

参考文献

- アルチュセール、L.（1967=2001）『『＜社会契約＞について』アルチュセール、L.、福井和美訳『マキャベリの孤独』藤原書房。
- 石井伸男（2003）「＜社会的＞解放か、＜政治的＞解放か？：カール・マルクス VS ハンナ・アーレント」吉田傑俊、佐藤和夫、尾関周二編『アーレントとマルクス』大月書店。
- 上田滋夢（2014）「スポーツにおけるガバナンスの視座：EU と UEFA の関係構造にみられる三次元分析概念の考察」『立命館産業社会論集』50巻1号。
- 牛山久仁彦（2013）「自治」石塚正英・柴田隆行監修『哲学・思想翻訳語辞典【増

- 補版』論創社。
- 大石眞 (1996) 『立憲民主主義：憲法のファンダメンタルズ』信山社。
- 大嶽秀夫 (1978) 「現代政治における大企業の影響力(1)」『国家学会雑誌』91巻 5・6号。
- 大谷禎之介 (2011) 『マルクスのアソシエーション論』桜井書店。
- 大藪龍介 (1998) 「代表制と派遣制」マルクス・カテゴリー事典編集委員会編『マルクス・カテゴリー事典』青木書店。
- オズボーン, D. & T. ゲーブラー (1992=1995), 高地高司訳『行政革命』日本能率協会マネジメントセンター。
- 重田園江 (2013) 『社会契約論：ホッブス, ヒューム, ルソー, ロールズ』ちくま新書。
- 桂圭男 (1971) 『パリ・コミューン』岩波新書。
- 河村又介 (1934) 『直接民主政治』日本評論社。
- キーン, J. (2009=2013) 「日本の読者へ」森本醇訳『デモクラシーの生と死(上)』みすず書房。
- 木下半治 (1952) 訳, マルクス著『フランスの内乱』岩波文庫。
- 小林丈人 (2010 a b) 「イニシアティブという直接民主主義の可能性(一)(二)」『法学志林』107巻3号, 2010年1月, 107巻4号, 2010年2月。
- コルシュ, K. (1931=1969=1979) 木村靖二・山本秀行訳「革命的コミューン(1931年)」E. ゲルラハ編, 木村靖二・山本秀行訳『労働者評議会の思想的展開：レーテ運動と過渡期社会』批評社。
- 坂本忠次 (1979) 「第三章 マルクス主義の古典における民主的地方自治論の展開」坂本忠次『国家と地方自治の行財政論』青木書店1979年。
- 佐藤金三郎 (1971) 「資本論第三部原稿について(二)」『思想』564号。
- 佐藤誠 (2003) 「ルソーとマルクス(中)」『同朋大学論集』87号。
- 佐藤真之 (2012) 「発話行為としての社会契約：ルソー『社会契約論』の「全面譲渡」をめぐって」『エティカ』5号。
- サンデル, M. J. (1996=2010・2011) 『民主政の不满：公共哲学を求めるアメリカ(上)(下)』勁草書房。
- ジェソップ, B. (1982=1983) 『資本主義国家：マルクス主義的諸理論と諸方法』御茶の水書房。
- 柴田三千雄 (1972) 「『権威主義』と『反権威主義』の形成」『季刊 社会思想』2巻

2号。

- 関根照彦（1999）『スイス直接民主制の歩み：疑しきは国民に』尚学社。
- 田口富久治（1971）『マルクス主義政治理論の基本問題』青木書店。
- 田中正人（1998）「パリ・コムニオン」マルクス・カテゴリー事典編集委員会編『マルクス・カテゴリー事典』青木書店。
- 田畑稔（1998）「アソシエーション」マルクス・カテゴリー事典編集委員会編『マルクス・カテゴリー事典』青木書店。
- ダナーマーク, B. 他（2002=近刊）佐藤春吉監訳『社会を説明する：批判的実在論による社会科学論』ナカニシヤ出版。
- 辻村みよ子（1977）「『命令委任』法令に関する覚え書き：フランス革命期の議論を中心に」『一橋研究』2巻3号。
- 長山雅幸（1987）「マルクスの思想形成と『社会契約論』：「クロイツナハ・ノート」・ルソー抜粋の意義」『商学論集』56巻2号。
- 西尾勝（1979=1990）「自治」西尾勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会。
- （1983=1990）「政府間関係の概念」西尾勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会。
- 西川長夫（1974）「反国家主義の思想と論理」河野健二編『プルドン研究』岩波書店。
- ハーヴェイ, D.（2010=2012）森田ほか訳『資本の<謎>：世界金融恐慌と21世紀資本主義』作品社。
- バクーニン, M.（1871=1973）「序/パリ・コムニオンと国家の概念」外川継男『バクーニン著作集 3』白水社。
- 福井英雄（1993）「マルクスの政治過程分析と国家論：『フランス三部作』を中心に」『立命館法学』230号。
- 藤田勇（1980）『社会主義社会論』東京大学出版会。
- （1999）『自由・平等と社会主義：1840年代の「ヨーロッパ～1917年ロシア革命』青木書店。
- プルドン, P.-J.（1863=1971）『アナキズム叢書 プルドンⅢ』三一書房。
- フュレ, F.（1986=2008）今村仁司・今村真介訳『マルクスとフランス革命』法政大学出版局。
- ベルンシュタイン, E.（1899=1974）佐瀬昌盛訳『現代思想 第7巻 社会主義の諸前提と社会民主主義の任務』ダイヤモンド社。

- 堀雅晴 (2006) 「リサーチ行政学・地方自治論」大塚桂編著『日本の政治学』法律文化社。
- (2007) 「ガバナンス論の現在」同志社大学人文科学研究編『公的ガバナンスの動態に関する研究』同志社大学人文科学研究所。
- (2008) 「私立大学における大学ガバナンスと私学法制：2004年改正私学法の総合的理解のために」『立命館法学』316号。
- (2011 a) 「民主的ガバナンス・ネットワーク論：Eva Sørensen & Jacob Torfing のマルチ理論アプローチの場合」『立命館法学』333・334号。
- (2011 b) ガバナンス論の到達点：ガバナンス研究の回顧と展望をめぐって。新川達郎編『公的ガバナンスの動態研究』ミネルヴァ書房。
- (2014 a) 「ガバナンス論研究の現状と課題：“スポーツのグッドガバナンス”に向けて」『体育・スポーツ経営学研究』27巻1号。
- (2014 b) 「グローバリゼーションと新自由主義：高等教育と国際機関」細井克彦ほか編『新自由主義大学改革』東信堂。
- 松田博 (2003) 『グラムシ研究の新展開：グラムシ像刷新のために』御茶の水書房。
- 水田洋 (1969) 『社会科学のすすめ』講談社現代新書。
- 美馬孝人 (1975) 「若きマルクスにおけるルソーの克服について(3)」『経済論集』23巻2号。
- 村田陽一 (1970) 「解説」マルクス, K. 著, 村田陽一訳 (『フランスにおける内乱』国民文庫)。
- 村山高康 (1973) 「フランスにおける内乱」現代の理論編集部編『マルクス・コンメンタールV：主要著作の研究的解説』現代の理論社。
- 森政稔 (2014) 「ブルードンとアナキズム：＜政治的なもの＞と＜社会的なもの＞」宇野重規編『岩波講座 政治哲学3 近代の変容』岩波書店。
- 矢部明宏 (2011) 「EU における参加民主主義の進展：EU 市民発案に関する規則」『外国の立法』249号。
- 結城洋一郎 (1977) 「『命令的委任』に関する若干の考察」『一橋論叢』78巻6号。
- ルソー J.-J. (1762=1954) 桑原武夫・前田貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫。
- ルフューヴル, H. (1965=1967) 『パリ・コミュニケーション 上』岩波書店。
- 渡辺茂樹 (1974) 「ルソーの『ジュネーヴ草稿』について：全面的譲渡論研究(一)」一橋論叢, 71巻6号。
- (1995) 「『社会契約論』の人間論的基礎：全面的譲渡論研究(2)」『一橋研

- 究』, 30号。
- (1996) 「ルソーの『平和論』と『戦争状態論』について：全面的譲渡論研究(3)」『一橋研究』, 1巻3号。
- Anweiler, O. (1958), *Die Rätebewegung in Russland 1905-1921*, Leiden : E. J. Brill.
- Bevir, M. (2003), *A decentred theory of governance*, Bang, H., ed., (2003) *Governance as Social and Political Communication*, Manchester : Manchester University Press.
- (2007) (Eds.) *Encyclopedia of Governance*, Thousand Oaks : Sage.
- (2011) (Eds.) *The SAGE Handbook of Governance*, Los Angeles : Sage.
- Davies, J.S.(2011) *Challenging Governance theory: From networks to hegemony*, Bristol : The Policy Press.
- Furlong, P and Marsh, D. (2010) A skin not a sweater : ontology and epistemology in political science, Marsh, D. and Stoker G. (Eds.) *Theory and methods in political science*, Third Edition, Basingstoke and New York : Palgrave Macmillan.
- Jessop, B(2002) *The future of the capitalist state*, Cambridge : Polity.
- (2003=2014), Capitalism, Steering, and the State (English version : <http://bobjessop.org/2014/01/11/capitalism-steering-and-the-state>, visited in 2014/11/02), 'Kapitalismus, Steuerung und Staat', in S. Buckel, R-M. Dackweiler, and R. Noppe, eds, *Formen und Felder politischer Intervention. Zur Relevanz von Staat und Steuerung*, Münster : Westfälisches Dampfboot, 30-49, 2003.
- (2012), *Introduction to Bevir*, unpublished paper in English.
- Levi-Faur, David (2012) *The Oxford Handbook of Governance*, Oxford : Oxford University Press.
- Levin, M. (1989) *Marx, Engels and Liberal Democracy*, Basingstoke : The Macmillan Press.
- Marx, Karl & Friedrich Engels : Werke (MEW)*, Berlin : Dietz Verlag, 1956-90 (大内 兵衛・細川嘉六監訳『マルクス = エンゲルス全集』大月書店1959-91年).
- Karl Marx Friedrich Engels Gesamtausgabe (MEGA) Erste Abteilung Werke/ Artikel/Entwürfe*, Band22, Berlin : Dietz Verlag, 1978.
- Nielsen, P., (2007) *Marxism, Mervyn Hartwing, A Dictionary of Critical Realism*, London and New York : Routledge.
- Rhodes, R. A. W. (1997) *Understanding governance : policy networks, governance, reflexivity and accountability*, Buckingham : Open University Press.

- Rosenau, J. N. & E. O. Czempiel (1992) *Governance without government : order and change in world politics*, Cambridge : Cambridge University Press.
- Schulkind, E. (1971) *The Paris Commune of 1871*, London: The Historical Association.
- Torring, J. (2011), Governance Networks, *International Encyclopedia of Political Science*, Volume4, Thousand Oaks: Sage.